

高知県行政書士会会長 様

高知市農業委員会
会長 大野 哲



「高知市農業委員会における行政書士等の代理人による
申請手続等に関する取扱規程」の制定について（通知）

本市の農地行政の推進につきましては、日頃より格別のご協力をいただいておりますこと厚くお礼を申し上げます。

さてこの度、高知市農業委員会では、「高知市農業委員会における行政書士等の代理人による申請手続等に関する取扱規程」を下記のとおり制定し、農地法各条の申請等に際して、審査の適正化を図ることを目的に、行政書士等の代理人による「代理申請」、及び申請者等の代行（使者）による「代行申請」について取り扱いを定めました。

これは、平成15年1月22日付農林水産省経営局構造改善課課長補佐・農村振興局農村政策課課長補佐連名事務連絡「行政書士等の代理人による農地法の許可申請手続について」及び平成16年4月19日付農林水産省経営局構造改善課課長補佐・農村振興局農村政策課課長補佐連名事務連絡「行政書士等の代理人による農地法の許可申請手続について」に基づいて運用するものであり、代行申請等の取り扱いについても、これに準じて運用を行うものです。

貴職におかれましては、何かとお手数をおかけすることと存じますが、本規程について会員の皆様への周知にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 送付書類

- | | |
|--|----|
| ・高知市農業委員会における行政書士等の代理人による
申請手続等に関する取扱規程 | 1部 |
| ・行政書士等の代理人又は代行による許可申請等について
(取扱規程内容のまとめ) | 1部 |
| ・委任状（様式例集） | 1部 |
| ・確認書（様式例集） | 1部 |

〒780-8571
高知市鷹匠町2丁目1-43
高知市農業委員会事務局
TEL 088-823-9484
FAX 088-823-9031

●行政書士等の代理人又は代行による許可申請等について（取扱規程内容のまとめ）

申請方法	代理申請		代行申請
<p>定義</p> <p>本人以外の者が本人に代わって法律行為を行い、その法律上の効果を直接本人に帰属させる行為として、申請等を行おうとする本人から委任を受けた者が行う行為</p> <p>○申請行為自体の委任を受けて代理人が申請等を行う場合</p>	<p>行政書士等・行政書士法人等</p> <p>・委任状が必要（本人の自署は不要）</p> <p>・転用許可申請又は届出の場合、委任状に転用実行行為が内容を了解している旨がなければ確認書が必要（本人の自署は不要）</p> <p>・委任状及び確認書の添付がなく、取扱規程の内容が書面の送付等により委任者の意志を確認する。</p>		<p>本人以外の者が本人に代わって申請等を行うものうち、本人から代理権限を付与されていないもの</p> <p>○書類の作成のみを行う場合</p> <p>○申請書を本人から預かって提出や許可書等の受取のみを行う場合等</p>
<p>受任者・代行者</p>	<p>行政書士・行政書士法人等で報酬を得ず、業として行わない受任者</p> <p>・委任状が必要（原則として本人の自署が必要）</p> <p>・転用許可申請及び届出の場合、委任状に転用実行行為が内容を了解している旨がなければ確認書が必要（本人の自署が必要）</p> <p>・委任状及び確認書が取扱規程の内容を満たさない場合、農業委員会は書面の送付等により委任者の意志を確認する。</p>		<p>申請者本人より代理権限を付与されていない者</p> <p>・委任状は不要。</p> <p>・申請書には本人が自署するか、又は本人が申請内容について了解している旨の確認書（本人の自署が必要）を添付する必要。</p> <p>・確認書が取扱規程の内容を満たさない場合、農業委員会は書面の送付等により申請者の意志を確認する。</p>
<p>規程に定める取扱内容</p>	<p>行政書士等・行政書士法人等</p> <p>・委任状が必要（本人の自署は不要）</p> <p>・転用許可申請又は届出の場合、委任状に転用実行行為が内容を了解している旨がなければ確認書が必要（本人の自署は不要）</p> <p>・委任状及び確認書の添付がなく、取扱規程の内容が書面の送付等により委任者の意志を確認する。</p>		

※表中の「取扱規程」とは、高知市農業委員会における行政書士等の代理人による申請手続き等に係る取扱規程をいう。

※行政書士法第19条により、行政書士でない者が、申請者からの依頼を受け、報酬を得て官公署に提出する書類を作成することは、行政書士法違反となり、刑事罰の対象となります。

※行政書士法施行規則第9条第2項により、行政書士は依頼人の依頼しない書類を作成して報酬を受ける等の行為は禁止されています。

○高知市農業委員会における行政書士等の代理人による申請手続等に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、行政書士等の代理人による申請手続等に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「代理申請」とは、本人以外の者が本人に代わって法律行為を行い、その法律上の効果を直接本人に帰属させる行為として、申請又は届出（以下「申請等」という。）を行おうとする本人（申請者、届出者、譲受人及び譲渡人をいう。以下「申請等依頼人」という。）から委任を受けた行政書士等が行う申請等をいう。

2 この規程において「代行申請」とは、本人以外の者が本人に代わって申請等を行うもののうち、本人から代理権限を付与されていないものをいう。

(代理申請時の申請書等の記載方法)

第3条 代理申請する場合は、申請等依頼人の代理人であることを明示するとともに、申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）に当該代理人の住所を記載の上、記名押印する。

(添付書類の提出)

第4条 代理申請には、申請等に必要な書類のほか、申請等ごとに、次の書類を添付するものとする。

(1) 委任状

ア 委任状には、代理人の住所、氏名等を記載した上で、申請等依頼人の住所を記載するとともに、氏名を自署する。ただし、本人がやむを得ない事情により自署できないときは、代筆者が本人に代わって記名押印するとともに、代筆者の欄を設け、申請等依頼人との関係、住所及び電話番号を記載の上、氏名を自署する。

イ アの規定にかかわらず、申請等依頼人が行政書士に委任する場合は、記名のみでよいものとする。

ウ 委任状には、委任の範囲に関して、本人が何の手続を代理人に委任したかがわかるよう、委任事項及び申請等の内容並びに当該申請等に係る農地の所在・地目・面積などを具体的に記入する。

(2) 確認書

ア 農地法第4条及び第5条に係る申請等を行う場合は、申請等依頼人のうち転用の事業を行う者（以下「転用実行行為者」という。）が確実に事業を行う意思を有しているかを確認するために、確認書を添付するものとする。ただし、転用実行行為者が、委任状中に転用許可申請書の記載事項を了解した旨を明記してある場合には、確認書の添付は不要とする。

イ 確認書は、転用実行行為者が、申請書等の内容を確認し、その内容に従って申請等に係る事業を行う旨を記載した上で、自らの住所を記載し、自署する。ただし、本人がやむを得ない事情により自署できないときは、前号アただし書の方法によること

ができる。

ウ イの規定にかかわらず、申請等依頼人が行政書士に委任する場合は、記名のみでよいものとする。

エ 事業計画等の申請等の内容に変更が生じた場合には、再度確認書を提出するものとする。

オ 農地法第3条に係る申請を行う場合は、確認書の提出を要しない。ただし、申請書提出後に大幅な内容の変更が行われるとき等、農業委員会が必要と認める場合はこの限りでない。

第5条 代行申請をするときは、当該申請書等に申請等を行おうとする本人が自署するか、又は前条第2号イに準じて作成した確認書を添付するものとする。事業計画等の申請等の内容に変更が生じた場合も同様とする。

(確認)

第6条 前2条に規定する方法により申請等がなされない場合は、農業委員会は、転用実行行為者が確実に事業を行う意思を有しているか等について、書面の送付その他の方法によって確認するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

委任状

被委任者 住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

(行政書士登録番号 第 _____ 号)

私は上の者を代理人と定め、下記事項を委任します。

なお、私は、上記の代理人による下記の許可申請書の記載事項を了解しました。

記

1. 委任事項

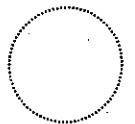
- ・農地法第3条の許可申請書類の作成及び許可書の受取等に係る一切の事項

2. 土地の表示 (所在, 地目, 面積)

高知市	(地目: _____, 面積: _____)
高知市	(地目: _____, 面積: _____)
高知市	(地目: _____, 面積: _____)
高知市	(地目: _____, 面積: _____)

3. 申請内容

- ・権利の設定・移転の別: _____



捨印

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

委任者 住所 _____

氏名 _____

印

(様式例 農地法4・5条申請・届出)

委任状

被委任者 住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

(行政書士登録番号 第 _____ 号)

私は上の者を代理人と定め、下記事項を委任します。

なお、私は、上記の代理人による下記の農地転用許可申請書あるいは届出書の記載事項を了解しました。

記

1. 委任事項 (該当の項目を○で囲んでください)

- ・農地法第4条の許可申請書類の作成及び許可書の受取等に係る一切の事項
- ・農地法第5条の許可申請書類の作成及び許可書の受取等に係る一切の事項
- ・農地法第4条の届出書類の作成及び受理通知書の受取等に係る一切の事項
- ・農地法第5条の届出書類の作成及び受理通知書の受取等に係る一切の事項

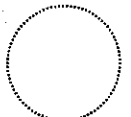
2. 土地の表示 (所在, 地目, 面積)

高知市	(地目: _____, 面積: _____)
高知市	(地目: _____, 面積: _____)
高知市	(地目: _____, 面積: _____)

3. 申請内容

・転用目的 : _____

・権利の設定・移転の別 : _____



捨印

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

委任者 住所

氏名

印

(様式例 転用以外の場合等)

確 認 書

私は、下記の申請等について内容を了解しており、申請等が許可（受理）となった場合は、申請内容に従い権利の移転・設定を行います。

記

1. 土地の表示 高知市〇〇字〇〇 △△番地
2. 申請内容 農地法第〇条第〇項の規定による許可申請
3. 権利の設定・移転の別 〇〇権移転

令和 年 月 日

住 所

氏 名